

事務連絡

令和5年9月20日

介護予防訪問リハビリテーション事業所 管理者
介護予防通所リハビリテーション事業所 管理者 様

長野市長 荻原 健 司
(保健福祉部高齢者活躍支援課)

令和6年度事業所評価加算に関する届出について

平素より介護保険行政に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、事業所評価加算は、前年の実績をもとに国保連合会で審査の上、基準に適合すると翌年度から加算が算定できるものです。令和6年度の事業所評価加算の算定を希望される事業所におかれましては、下記のとおり届出書の提出をお願いいたします。

なお、昨年度までに届出されている事業所におかれましては、再度提出していただく必要はありません。

記

1 提出書類

- (1) (別紙2) 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) (別紙1-2) 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 (介護予防サービス)

※ 書類のダウンロード先についてはこちら。

長野市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護 > 介護保険に関する事業者向け情報 > 介護保険に関する申請・届出 > 介護給付費算定に係る体制等に関する届出の様式一覧

2 提出部数

1部

3 提出期限

令和5年10月13日 (金)

4 提出先

長野市役所第二庁舎 1階 高齢者活躍支援課介護施設担当

5 参考

※【 】内は介護予防通所リハビリテーションについての内容になります。

(1) 事業所評価加算の概要

事業所評価加算は、【選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）を行う】介護予防訪問【通所】リハビリテーション事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象期間（各年1月から12月）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度におけるサービスの提供につき加算（120単位/月）を行うものです。

(2) 算定のための基準

ア 介護予防訪問リハビリテーション

(ア) 評価対象期間において、利用実人員数が10人以上であること。

(イ) 評価基準値が0.7以上であること。

※ 評価基準値＝（要支援状態区分の維持者数＋改善者数×2）／（評価対象期間内に介護予防訪問介護リハビリテーション費を3月以上算定し、その後に更新・変更認定を受けた者の数）

イ 介護予防通所リハビリテーション

(ア) 選択的サービスをおこなっていること。

(イ) 評価対象期間において、利用実人員数が10人以上であること。

(ウ) 評価対象期間において、利用実人員数の60%以上が選択的サービスを実施していること。

(エ) 評価基準値が0.7以上であること。

※ 評価基準値＝（要支援状態区分の維持者数＋改善者数×2）／（評価対象期間内に選択的サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数）

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課

介護施設担当

TEL：026-224-5094 FAX：026-224-5126

E-mail：kourei@city.nagano.lg.jp

事務連絡

令和5年9月20日

介護予防通所介護相当サービス事業所管理者 様

長野市長 荻原健司
(保健福祉部高齢者活躍支援課)

令和6年度事業所評価加算に関する届出について

平素より介護保険行政に御理解、御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、事業所評価加算は、前年の実績をもとに国保連合会で審査の上、基準に適合すると翌年度から加算が算定できるものです。令和6年度に本加算の算定を希望する事業所におかれましては、下記のとおり届出書の提出をお願いします。

なお、昨年度までに届出されている事業所におかれましては、再度提出していただく必要はありません。

記

1 提出書類

- (1) (別紙36) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- (2) (別紙1-4) 介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

※ 書類のダウンロード先についてはこちら。

長野市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 高齢者福祉・介護 > 介護予防・日常生活支援
> 介護予防・日常生活支援総合事業 > 介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の皆さんへ

2 提出部数

1部

3 提出期限

令和5年10月13日(金)

4 提出先

長野市役所第二庁舎1階 高齢者活躍支援課介護施設担当

5 参考

(1) 事業所評価加算の概要

事業所評価加算は、選択的サービス（運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービス）を行う介護予防通所介護相当サービス事業所について、効果的なサービスの提供を評価する観点から、評価対象期間（各年1月から12月）において、利用者の要支援状態の維持・改善の割合が一定以上となった場合に、当該評価対象期間の翌年度におけるサービスの提供につき加算（120単位/月）を行うものです。

(2) 算定のための基準

ア 評価対象期間において、利用実人員数が10人以上であること。

イ 評価対象期間において、利用実人員数の60%以上選択的サービスを実施していること。

ウ 評価基準値が0.7以上であること。

※ 評価基準値＝（要支援状態区分の維持者数＋改善者数×2）／（評価対象期間内に選択的サービスを3月以上利用し、その後に更新・変更認定を受けた者の数）

		現在の状態			
		要支援2	要支援1	事業対象者	事業対象外(※)
元の状態	要支援2	A	B	A	B
	要支援1	－	A	A	B
	事業対象者	A	A	A	B

※要介護者になった者を除く

凡例：A…維持、B…改善、－…悪化

長野市保健福祉部高齢者活躍支援課
介護施設担当

TEL：026-224-5094 FAX：026-224-5126

E-mail：kourei@city.nagano.lg.jp

5 地ケ第 588 号
令和 5 年 9 月 13 日

居宅介護支援事業者 様

長野市長 荻原健司
(保健福祉部地域包括ケア推進課担当)

安心おかえりカルテ様式及び実施方法の変更について（通知）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、本市の保健福祉行政に、格別な御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、認知症の人やその家族が安心して地域で暮らすことが出来るよう認知症に関連する諸事業を進めておりますが、この度、警察署と意見交換し、「安心おかえりカルテ」（以下カルテとする）の実施方法について変更することといたしました。主な変更等は下記のとおりです。

このカルテの作成（記入）につきましては、地域包括支援センター及び介護支援専門員が窓口となります。支援対象者又はその家族がカルテ作成を希望する場合は、添付資料等をご確認いただき、引き続き作成支援をお願いいたします。

記

1 主な変更点

(1) 記入項目の簡素化（資料 1 のとおり）

現在の様式は記入項目が多く、カルテ作成を負担に感じてしまうというご家族の意見から、警察署生活安全課に相談し、家族の記入項目を通報初期に必要な情報（太枠内）に絞り簡素化、民生児童委員の連絡先等、全体的に 5 つの項目を削除

(2) カルテの写しの共有について

本人又は家族の同意が得られた場合は、行方不明時の迅速な対応につなげるため、カルテの写しを事前に長野県長野中央警察署・南警察署とも共有

※同意欄の文言を修正

(3) カルテ情報の更新について

概ね 3 年を目途に更新することや記載内容に変化があった場合、カルテが不要になった場合の取り扱いについて実施概要に追加

2 警察署とのカルテ共有について

警察署とのカルテの共有には本人又は家族の同意が必要なため、新様式のみで行います。新様式で作成されたカルテは12月20日までの提出分を一旦とりまとめ、年末に警察署へ送付予定です。

なお、既に旧様式で作成済みの方については、随時新様式への書き換えの手続きをお願いいたします。

新様式については、地域包括支援センター、中部地域包括支援センターに印刷したものがありますので、御活用ください。提出にあたり、紙の指定はありませんので、フレッシュ情報（令和5年9月20日号）に掲載のデータを印刷して使用していただくことも可能です。

3 添付資料

資料1 カルテ新様式（令和5年10月1日から使用）

資料2 実施概要

資料3 カルテ作成時のポイント

資料4 対象者向け案内ちらし

(担当)

長野市保健福祉部地域包括ケア推進課

(中部地域包括支援センター)

担当 富岡 浅見

〒380-8512

長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL : 026-224-7174 FAX:026-224-8574

安心おかえりカルテ

作成年月日

【基本情報】

	(姓)	(名)	性別	生年月日	電話	
フリガナ			男	年 月 日	携帯電話	
氏名	旧姓()	愛称等()				女
	〒				出生地	
現住所						
日頃、よく出かける場所・思い出の場所(前住所、商店、近所の家など)						
仕事(現在・過去)						
身長	約	cm	体重	kg	体型 肥満・小太り・中肉・やせ	
靴のサイズ						
cm						
会話能力	(自分の名前や住所等返答) できる できる時とできない時がある できない					
移動手段	徒歩 [補助具の使用 有()・無] 自転車 自動車 [車種・ナンバー] 公共交通機関[]					
今まで行方不明になったこと	有・無	発見された場所 ①【 】 ②【 】 ③【 】				
GPS使用について	有(タイプ: 靴内蔵 通信機 他) 無					
【医療情報】						
①既往症			②かかりつけ医 内科 歯科			
家族等の状況(緊急時の連絡先)	連絡先1	フリガナ			本人との関係	連絡を取りやすい電話番号
		氏名				①
		住所	〒			②
	連絡先2	フリガナ			本人との関係	連絡を取りやすい電話番号
		氏名				①
		住所	〒			②
介護支援専門員(ケアマネジャー)	事業所名				電話	
	担当者名					
地域包括支援センター	名称				電話	
	担当者名					

同意欄

カルテ情報について、長野県長野中央警察署・南警察署、地域包括支援センター、介護支援専門員、長野市が保有することに同意しますか。

同意する

同意しない

年 月 日

氏名

続柄

新しい情報（基本情報の内容に変更があったときに記入します）

変更年月日	変更した内容	備考

写真貼付欄

（顔）

（全身）

長野市「安心おかえりカルテ」実施概要

1 目的

認知症の症状が軽症又は認知機能障害が目立たない段階から行方不明になるという事案が見られるため、認知症の症状の段階を問わず見守りや支援が必要である。

認知症高齢者（家族）支援のため、地域包括支援センター等が主体となり、実態を把握し、相談窓口等に関する情報提供を行うとともに、認知症高齢者が行方不明になった際、家族が警察への行方不明者届に活用できるよう「安心おかえりカルテ」（以下「カルテ」という。）の作成支援を行う。

2 対象者

認知症の人又は認知機能の低下が見られる人（以下「本人」という。）とその家族のうち希望者

3 カルテ作成の流れ

- (1) 本人又はその家族が、担当の地域包括支援センター職員又は介護支援専門員に依頼する。
- (2) 担当の地域包括支援センター職員又は介護支援専門員が、カルテの記入について支援（補助）する。
- (3) カルテの作成を通して、行方不明となった場合の行動（緊急時における情報提供の方法の確認を含む。）及び普段から備えておくことについて、本人及びその家族と確認する。
- (4) カルテを作成したことについて、家族間でも共有しておくことを勧める。

4 カルテの保管

- (1) カルテは、原則として、本人が行方不明になった時に通報する家族等が保管する。
- (2) 本人又は家族の同意が得られた場合は、カルテの写しを長野県長野中央警察署・南警察署、担当の地域包括支援センター、介護支援専門員、長野市も保管する。

5 カルテ作成情報の管理

- (1) 地域包括支援センターは、カルテがある人の名簿を作成し管理する。

6 カルテ情報の更新について <フローチャート参照>

- (1) 利用者の状況に変化が見られた場合には、担当の地域包括支援センター職員又は介護支援専門員は、カルテの情報を更新し、中部地域包括支援センターへ変更内容を連絡する。

※変化がない場合にも概ね 3 年を目途に、本人又は家族等と記載内容及び行方不明時の対応について再度確認を行う。

- (2) ADL の低下、転居（施設入所）、死亡等によりカルテの利用がなくなった場合に

令和5年9月版

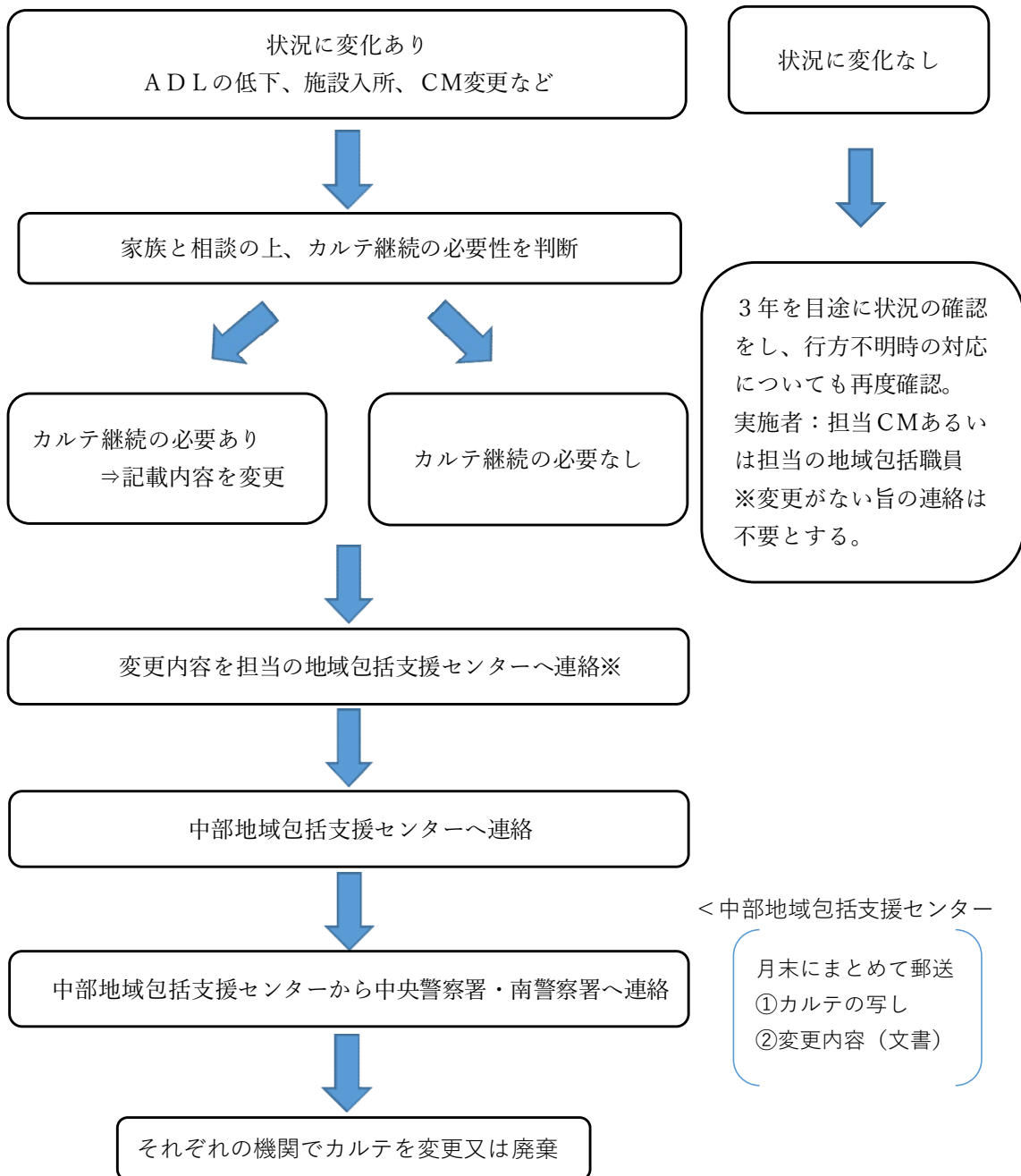
は、担当の地域包括支援センター職員及び介護支援専門員は、中部地域包括支援センターへその旨を連絡する。カルテの写しについては、家族と相談の上、適切に廃棄する。

- (3) (1) 及び (2) の連絡を受けた中部地域包括支援センターは長野県長野中央警察署・南警察署へその旨を連絡する。

7 周知

- (1) 長野市高齢者サービスガイド、ホームページ、広報ながのへの掲載により、市民に周知する。
- (2) 認知症の人又は認知機能の低下がみられる人及びその家族に、必要な場合に、担当地区の地域包括支援センター職員、介護支援専門員が案内する。
- (3) 必要な場合に、カルテの作成支援が行われるよう、民生児童委員及び居宅介護事業所へ案内する。

カルテの更新 フローチャート



※介護支援専門員が担当の場合のみ

長野市「安心おかえりカルテ」作成支援のポイント

カルテ内の太枠の項目は通報初期に必要な情報です。基本的には本人・ご家族に記入してもらいます。太枠以外の項目は支援者も一緒に確認しながら、記入をします。

1 氏名・住所・電話番号

フリガナとともに正確に記入する。旧姓・異名（愛称、自分の氏名を何と名乗ることが多いか等）がある場合には記入する。

2 出生地/日頃、よくでかける場所/今まで行方不明になったことの有無・発見場所等

本人の行き先が予想される場所として記入する。

3 家族等の状況(緊急時の連絡先)

緊急時の連絡先となる家族や知人等について記入する。電話番号は連絡が取れる電話番号の順に記入。上記の人について記入時不明の場合は、空欄としておく。

4 写真

最近の写真（カラー）を用意（姿勢等が分かることで本人を特定しやすくなるため、全身の写真もあると良い。普段の服装で撮影してもらう）。重要な手がかりになるため、添付を勧める。

5 同意確認等、情報の共有

行方不明の際、速やかな発見につなげるため、支援関係者（長野中央警察署・南警察署、地域包括支援センター、介護支援専門員、長野市）がカルテを共有することについて、本人又は家族に同意確認を行い、同意欄に記載、署名を依頼する。

6 カルテの保管

本人が行方不明になった時に通報する家族等が保管する。

本人又は家族の同意が得られた場合は、カルテの写しを長野中央警察署・南警察署、担当の地域包括支援センター、介護支援専門員及び長野市も保管する。

7 その他

いなくなると気づいたら、出来るだけ早く捜索機関（警察署、消防署）に届出するよう伝える（連絡が遅れるほど、遠くに行ってしまう可能性があり、発見が難しくなるため）。

安心おかえりカルテ について

1 このカルテを作成する目的

- ① 認知症の方(または、認知症を心配な方)について、情報を整理し理解を深めます。
- ② このカルテの作成を通して、相談できる場所や人とつながりを持ちます。
- ③ 万が一、行方不明になってしまった場合には、このカルテの情報を早く発見するために役立てます。

軽度の方も、警察に保護されることがあります*ので、早めの「安心おかえりカルテ」の作成をお勧めします。地域包括支援センターまたは、介護支援専門員(ケアマネジャー)がサポートします。

* 桜美林大学老年学総合研究所:認知症高齢者の徘徊・行方不明・死亡に関する研究(2017)

2 カルテ作成時のポイントと日頃の工夫など

① カルテ作成時のポイント

- 最新の情報を書く。
内容に変更があった場合は、書き直しや書き加えを行う。
(作成の支援をした地域包括支援センターまたは、介護支援専門員(ケアマネジャー)にご相談ください。)
- 顔写真と全身の写真をカルテに貼る。
- 行方不明時や保護時に対応する機関へカルテ(写)を預けるか検討します。
保有する機関は、長野中央警察署・南警察署、地域包括支援センター、介護支援専門員(ケアマネジャー)、長野市になります。検討結果を下段の同意欄に記入します。

② 日頃の工夫

- 携帯電話や **GPS 発信機** を持ち歩けるよう準備する。
利用に必要な費用について、補助制度があります。
- 身につけるものや持ち物に名前や家族の連絡先を書く。
洋服の内側や下着、かばんの内側など
- 普段の本人の服装や靴、持ち物など確認する。
- 日頃の様子を確認する。
(別居の家族)
近所の方や民生児童委員に普段の様子を尋ねるなど、気にかけてもらえるよう話をする。
(同居の家族)
日頃、本人が出かける場所や様子などを確認しておく。

3 行方不明に気づいた時

(1)行方不明に気づいたら、できるだけ早く警察署、消防署に届出る。

●連絡が遅れるほど、遠くに行ってしまう可能性があります。また、日が落ちると発見が難しくなりますので、できるだけ早く警察や消防署へ連絡します。

行方不明になった場合は、このカルテを見ながら、警察等捜索機関へ慌てずに伝えましょう。また、安心おかえりカルテを作っていることを警察へ伝えましょう。

警察署への届出

長野中央警察署	生活安全課	244-0110
長野南警察署	生活安全課	292-0110

捜索

警察を通さずに消防署に直接届出をすることも可能です。

■長野市認知症見守り SOS ネット事業が利用できます

警察署に備え付けの「行方不明者捜索依頼書兼認知症見守り SOS ネット情報提供依頼書」により、同報無線の利用や情報メールの配信、協力事業者への情報提供など依頼できます。



認知症見守り
SOSネット
長野市

(氏名の公表の可否は、選択可)

最寄りの消防署への届出

最寄りの消防署〔 〕
電話:〔 〕
119 番へは電話をしないでください。

同報無線の利用

捜索

(2)親戚や友人などへ早急に連絡し、協力依頼を行う。

発見したら、連絡をもらえるように伝えておきます。

(3)よく出かける場所や思い出の場所、以前に保護された方角などを探す。

生まれ育った家や以前住んでいた場所、勤めていた場所などに行く場合もありますので、思いあたる場所を探してみます。連絡がスムーズにできるよう、携帯電話を持ち、いつでも連絡が取れるようにしておきます。

(4)警察・消防署よりも先に発見できた場合は、警察・消防署に速やかに連絡をする。

本人を見つけたら



- びっくりさせないようにやさしく声をかける。(慌てて対応すると、こちらの心情が伝わり動揺させてしまいます。)
- 本人の目的地に行きたい気持ちを受け止め、寄り添いながら安全な場所へと促します。その後、家族や親戚、友人などに連絡を取りましょう。
- 脱水気味になっている場合もありますので、お茶などの飲み物を勧めて、落ち着けるように配慮しましょう。

令和5年 9月13日(火) 長野市介護支援専門員研修会

【安心おかえりカルテに関するQ&A】

Q1	<p>Q 数年以上前に作成した安心おかえりカルテは今回、新様式で提出しないと廃棄されますか</p> <p>A 廃棄はしませんので、旧様式のままの継続となります。なお、その場合にはカルテの写しの共有はこれまでと同様に、担当の地域包括支援センター、介護支援専門員、中部地域包括支援センターとなります。</p>
Q2	<p>Q 介護支援専門員(以下CM)が身元引受できない場合は、「地域包括ケア推進課へ相談を」とありましたが、詳しく説明してほしい。CMは「できない」と思いますが、検索は早く依頼したいですね。</p> <p>A いなくなったと気づいたら、できるだけ早く検索機関へ届出をお願いします。身寄りのない人の身元引受人がないことは市も課題と捉えています。発見後の身元引受とその後の対策も含め、CM等日頃の支援者と市が連携・検討し、サポートしていくことが望ましいと考えています。</p>
Q3	<p>Q 安心おかえりカルテの更新は誰が行うのでしょうか？</p> <p>A 安心おかえりカルテ実施概要の「6カルテ情報の更新について」をご確認ください。利用者の状況の変化を把握しやすい地域包括支援センターの担当者又は介護支援専門員が家族と、内容の変更やカルテ継続の必要性の有無について話し合い、更新の手続きをお願いします。</p>
Q4	<p>Q 安心おかえりカルテを月末にまとめて警察署に届けることについて、月2回くらい届けることはできないのでしょうか？</p> <p>A 今後のカルテの届出状況を見ながら、警察署と相談していきます。早急に情報共有が必要なケースに関しては、中部地域包括支援センターにご連絡ください。</p>

1. 入浴介助加算について（通所介護・地域密着型通所・認知症対応型通所・通所リハ）

○令和 3 年の介護報酬改定で、利用者の自宅での入浴の自立を図る観点から、個別の入浴計画に基づく入浴介助を新たに評価する「入浴介助加算（Ⅱ）」が設けられました。

この「入浴介助加算（Ⅱ）」について、要件を満たさずに算定している通所介護事業所があると通報がありました。

算定の要件を確認いただき、適正な介護報酬の算定をお願いします。

令和 4 年度介護保険事業者サービス別研修会【指定通所介護】 P16～P17 抜粋**（5）入浴介助加算****① 入浴介助加算（Ⅰ）（40単位/日）※令和 3 年度より単位数に変更あり**

入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定。この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助であり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として身体に直接接する介助を行わなかった場合についても加算の対象となる。

【留意事項】

- ・利用者の自立生活を支援する上で最適の入浴方法が、部分浴（シャワー浴含む）である場合は、部分浴でも算定可能。

② 入浴介助加算（Ⅱ）（55単位/日）

入浴介助加算（Ⅰ）の要件に加え、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下のa～cを実施すること。

- 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等が利用者の居宅を訪問し、利用者の状態を踏まえ、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価し、指定通所介護事業所に必要な情報を共有する。
- 機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、個別の入浴計画を作成する。
- bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅に近い環境にて、入浴介助を行う。

Q 入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居宅において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことができるようになることを目的とするものであるが、この場合の「居宅」とはどのような場所が想定されるのか（令和 3 年度介護報酬改定Q&A vol. 8）。

A 利用者の自宅のほか、利用者の親族の自宅が想定されるが、自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者にとっては、以下①～⑤をすべて満たすことにより、当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として算定することとしても差し支えない。

- ① 通所介護等事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士、介護支援専門員等が利用者の動作を評価する。
- ② 通所介護等事業所において、自立して入浴することができるよう必要な設備（入浴に関する福祉用具等）を備える。

- ③ 通所介護等事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体の状態や通所介護等事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。
- ④ 個別の入浴計画に基づき、通所介護等事業所において、入浴介助を行う。
- ⑤ 入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。

2. 電動車いす・シニアカーの安全利用について

○電動車いす・シニアカー利用者の交通マナーについて苦情がありましたので、お知らせします。

電動車いす・シニアカーは、道路交通法上歩行者として扱われますので車道の走行はできません。また、走行中の携帯電話の利用や傘をさしての走行は操作が不安定となるほか周りへの注意も散漫となり危険です。

利用者に電動車いす・シニアカーの利用者がいる場合は、交通ルールやマナーを守った安全な利用について周知をお願いします。

【警察庁ホームページ】電動車いすの安全利用に関するマニュアルについて

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/anzen/e_wheelchair.html

3. 住宅改修の理由書について

○住宅改修の申請時に提出いただく理由書について、長野市の様式をご利用いただくようお願いいたします。

また、屋外や上がり框などの改修が必要な場合は、外出理由を記載いただきますようお願いいたします。

【長野市ホームページ】居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請について

<https://www.city.nagano.nagano.jp/n101500/contents/p002438.html>

4. 被保険者番号や負担割合の問い合わせについて

○被保険者番号や負担割合について、電話での問い合わせが増えております。個人情報保護の観点からお答えすることはできませんので、ご了承ください。

紛失等の場合は、再交付の手続きがございますので、ご利用ください。

秋のALS交流会



日時 令和5年11月19日(日) 13時～16時
(12時半受付開始)

場所 上田市丸子文化会館 小ホール
長野県上田市市上丸子 1488

参加費 無料

I 講演 13:00～14:30

① 「チーム大塚の軌跡 ～ALS患者の呼吸器を使用した在宅介護について～」

演者 大塚浩文氏 (上田市ALS患者)

土屋江子氏(上田生協訪問看護ステーション居宅介護支援事業所)

② 「在宅避難モデル体験会の発表」 演者 太田貴文氏 (運営委員)

③ 「リフトバス紹介」 演者 瀬田与徳氏 (訪問看護ステーション Medical Support Team)

(広域協会支援コーディネーター佐久支部)

14:30～15:00 写真撮影・休憩

II 交流会 15:00～16:00

★ 11/11(土)までに下記のQRコードか

添付の参加申込書でFAX・メールよりお申し込み下さい。

★ オンライン参加希望の方は必ずメールアドレスをご記入ください。

ZoomのURL等をお送りいたします。

★ 2050ゼロカーボンに向けたアクションとしてペットボトル等削減のため、

飲み物は各自持参・ゴミの持ち帰りにご協力ください。



<お問い合わせ・お申し込み>

日本 ALS 協会長野県支部 事務局 原山

TEL 026-263-6335

FAX 026-243-8820

akane_harayama@tetote7107.org

参加申し込み QRコード



募集期間 R5年9/25～10/25

定員 5名 *受講の可否は後日連絡いたします。

長野県認可
喀痰吸引等研修事業

令和5年度

喀痰吸引等 第3号研修（基本研修）

開催のお知らせ（第2回）

◆2012（平成24）年4月から「社会福祉士及び介護福祉士法」（1987年法律第30号）の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等は、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件のもとで「たんの吸引等」の行為を実施できることになりました。

◆日本ALS協会長野県支部は、長野県の患者団体として初めて登録研修機関の認可を受けました。

◆当支部主催の本研修会は、主に難病患者や重度障害児者等に対して、安全かつ適切に喀痰吸引等を実施できる介護職員等を養成することを目的として、研修会を実施いたします。

【研修日・会場】

(1日目) <講義> 2023年11月4日(土) 13:00～16:40

長野市ふれあい福祉センター 5階（長野市大字鶴賀緑町1714-5）またはZoom視聴

*Zoom配信ありますがWi-Fi環境が不安定、スマホだけでパソコンがない方は会場で受講してください。

(2日目) <演習・講義・試験> 2023年11月11日(土) 13:00～17:00

北部スポーツ・レクリエーションパーク 管理棟会議室（長野市三才1981-1）

【受講料】 20,000円（保険料込み）

※別途教材費 2,000円（送料込み）（「喀痰吸引等研修テキスト」厚生労働省版）

【カリキュラム】 別紙1 参照

申込方法：FAX または Eメール（ファイル添付）のいずれかの方法で受講申込書（様式1）をお送りください。「日本ALS協会長野県支部」宛

<FAX：026-243-8820> <E-mail：als.naganoken@gmail.com>

☆「受講申込書」は長野県支部ホームページよりダウンロード、またはメールで請求ください。

☆「実地研修」は、基本研修修了後に対象利用者宅にて指導者（指導看護師等）のもと実施

別表2 参照 ※別途実地研修費 3,000円

☆ 新型コロナ感染予防策を講じて研修会を行います。

☆ 特別な事情により研修会開催が困難と判断した際は、中止または延期の場合もありますので、ご了承の上お申し込みください。

お問い合わせ

日本ALS協会長野県支部（原山）

TEL 026-263-6335 FAX 026-243-8820

E-mail：als.naganoken@gmail.com

令和 5 年 9 月 12 日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

介護ベッド用手すりについての注意喚起、リチウム電池内蔵充電器、電動アシスト自転車用バッテリー（「電動アシスト自転車」として公表）、電気掃除機（自走式）に関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 3 件
（うちリチウム電池内蔵充電器 1 件、電動アシスト自転車 1 件、
電気掃除機（自走式） 1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 10 件
（うちリチウム電池内蔵充電器 2 件、照明器具 1 件、
USB ケーブル 1 件、ポータブル電源（リチウムイオン） 4 件、
介護ベッド用手すり 1 件、ノートパソコン 1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし
 1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

(1) 介護ベッド用手すりについての注意喚起（管理番号：A202300496）

①事故現象について

使用者（90歳代）が当該製品の上部に身体がぶら下がっている状態で発見され、死亡が確認されました。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中です。

消費生活用製品安全法の重大製品事故報告・公表制度が施行された2007年（平成19年）5月以降、報告のあった介護ベッド用手すりの事故件数は以下のとおりです。

《事故発生件数（当該事故含む）》

2007年度（平成19年度）	12件（うち死亡	8件）
2008年度（平成20年度）	15件（うち死亡	3件）
2009年度（平成21年度）	7件（うち死亡	3件）
2010年度（平成22年度）	12件（うち死亡	6件）
2011年度（平成23年度）	11件（うち死亡	8件）
2012年度（平成24年度）	8件（うち死亡	6件）
2013年度（平成25年度）	1件（うち死亡	0件）
2014年度（平成26年度）	4件（うち死亡	3件）
2015年度（平成27年度）	2件（うち死亡	1件）
2016年度（平成28年度）	2件（うち死亡	1件）
2017年度（平成29年度）	4件（うち死亡	3件）
2018年度（平成30年度）	2件（うち死亡	2件）
2019年度（令和元年度）	2件（うち死亡	1件）
2020年度（令和2年度）	2件（うち死亡	2件）
2021年度（令和3年度）	1件（うち死亡	1件）
2022年度（令和4年度）	2件（うち死亡	2件）
2023年度（令和5年度）	1件（うち死亡	1名）
合計	88件（うち死亡	51件）

※令和5年9月12日公表時点

②再発防止に向けて（介護を行っている方々へのお願い）

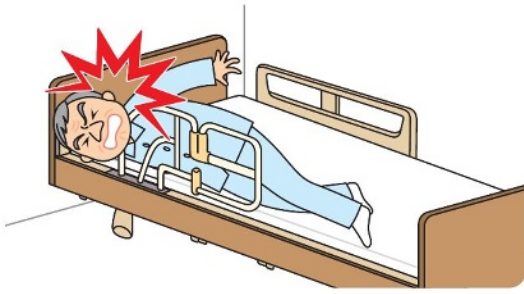
介護ベッド用手すりの使用に際して、これまでに、手すり（サイドレール）等の中に挟まる事故、手すり等の隙間に挟まる事故、手すり等とヘッドボード（頭部の衝立）の隙間に挟まる事故、手すり等とマットレスやベッドフレームに挟まる事故などが発生しています。



手すり等の中に挟まる事故



手すり等の隙間に挟まる事故



手すり等とヘッドボードの隙間に挟まる事故



手すり等とマットレスやベッドフレームに挟まる事故

○御使用中の手すりが新 J I S 規格に適合した製品かどうか御確認ください

2009年（平成21年）3月に J I S 規格が改正され、手すりと手すりの隙間及び手すりとヘッドボードの隙間の基準が強化され、安全性が向上しました（別添2参照。）。

新 J I S 規格に適合していない手すりを使用する場合、首などを挟み込むおそれがあります。よって、御使用中の手すりが新 J I S 規格に適合したものでなければ、新 J I S 規格の適合製品に取り替えていただくことを奨励します。

なお、新 J I S 規格に適合した製品かどうか不明な場合は、レンタル契約先の事業者又は販売事業者にお問い合わせください。

○新 J I S 規格に適合した製品への取替えが困難な場合など

新 J I S 規格に適合していない手すりを使用する場合には、隙間を塞ぐ対策を確実にとっていただきますようお願いいたします（別添1参照。）。

- ・隙間を塞ぐ対応品を使用する（対応品の内容については、各メーカーに御相談ください。）。
- ・クッション材や毛布などで隙間を塞ぐ。
- ・手すりなどの全体をカバーや毛布で覆い、手すり自体の隙間に頭や腕などが入り込まないようにする。
- ・危険な状態になっていないか、定期的にベッド利用者の目視確認を行う。等

③再発防止への取組

医療・介護ベッド安全普及協議会において、介護ベッド用手すりによる事故についての注意喚起を行っておりますので御覧ください。

また、2012年（平成24年）6月6日付けで、経済産業省及び厚生労働省は、全国の都道府県等の関係部局を通じて、病院、介護施設、福祉用具レンタル事業者などに介護ベッド用手すりによる製品事故の未然防止のための安全点検について依頼を行いました（別添2参照。）。

さらに、消費者庁は、注意喚起を行うとともに、地方公共団体への協力依頼、新聞紙上での政府広報等により、事故の危険性の周知や注意喚起を行っております。また、経済産業省、厚生労働省等においても、介護ベッド用手すりの事故についての注意喚起を実施しています。

（消費者庁のウェブサイト）

介護ベッドと柵や手すりとの間に首などが挟まれる事故に注意-毎年死亡事故が発生しています-

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_038/

チラシ「あなたの注意で事故は未然に防げます。チェックリストで確認を!!」

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/information_006/

(経済産業省のウェブサイト)

介護ベッドの事故に注意しましょう！

https://www.meti.go.jp/product_safety/202111_kaigobedleaflet.pdf

介護ベッド用手すりによる製品事故未然防止のための点検を依頼しました

https://www.meti.go.jp/product_safety/download/kouhyou120606_1.pdf

(厚生労働省のウェブサイト)

介護ベッド用手すりによる製品事故の未然防止のための安全点検について

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002cv6c.html>

(独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）のウェブサイト)

介護ベッドの事故に注意しましょう！

<https://www.nite.go.jp/data/000129487.pdf>

安全な暮らしを高齢者と共に ～事故を防ぐ注意ポイントを紹介～

<https://www.nite.go.jp/data/000094205.pdf>

(医療・介護ベッド安全普及協議会のウェブサイト)

<http://www.bed-azen.org/>

(2) ティ・アール・エイ株式会社が輸入したリチウム電池内蔵充電器について
(管理番号：A202300491)

①事故事象について

事務所でティ・アール・エイ株式会社（法人番号：5120001084736）が輸入したリチウム電池内蔵充電器を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・返金）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2023年（令和5年）6月15日にウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について回収及び返金を実施しています。

③対象製品：商品名、JANコード、型番、販売期間、対象台数

商品名	JANコード	型番	販売期間	対象台数
cheero Flat 10000mAh	4589481021231 4589481021217 4589481021224 4589481021200	CHE-112	2019年12月15日～ 2021年8月23日	39,300

2023年（令和5年）6月15日からリコール（回収・返金）を実施

回収率：1.8%（2023年9月11日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2019年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2023年度	1	火災	2020年度	0	—
2022年度	5	火災	2019年度	0	—
2021年度	2	火災			

※当該事故（管理番号：A202300491）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び返金を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ティ・アール・エイ株式会社 受付窓口

電話番号：0120(083)703

受付時間：9時～12時、13時～17時

(土・日・祝日・事業者指定休日を除く。)

ウェブサイト：<https://cheero.shop/blogs/information/flat>

<https://cheero.net/flat-support>

※WEB専用窓口からお申し込みいただけます。

(3) ヤマハ発動機株式会社が販売した電動アシスト自転車用バッテリー（「電動アシスト自転車」として公表）について

（管理番号：A202300493）

①事件事象について

異音が生じたため確認すると、ヤマハ発動機株式会社（法人番号：2080401016040）が販売した電動アシスト自転車のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生していました。

当該事故の原因は、現在、調査中ですが、電池パックの不具合により、発火に至ったものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、バッテリー内部の劣化等により、バッテリー内部から発火する可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2022年（令和4年）4月5日にプレスリリース、ウェブサイトへの情報掲載及び新聞社告を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

③対象製品：製品名、バッテリー型番、販売期間、対象台数

製品名	バッテリー型番	販売期間	対象台数
YAMAHA 電動アシスト自転車用 リチウムイオンバッテリー（X0T型）12.3Ah （販売：ヤマハ発動機株式会社）	X0T-00 X0T-20	2016年 8月 ～ 2022年 3月	230,534
YAMAHA 電動アシスト自転車用 リチウムイオンバッテリー（X0U型）15.4Ah （販売：ヤマハ発動機株式会社/豊田 TRIKE 株式会社）	X0U-00 X0U-20		14,302
BRIDGESTONE 電動アシスト自転車用 リチウムイオンバッテリー（C301型）12.3Ah （販売：ブリヂストンサイクル株式会社/ 株式会社あさひ「LOUIS GARNEAU ブランド」）	X0T-10 X0T-30		58,952
BRIDGESTONE 電動アシスト自転車用 リチウムイオンバッテリー（C400型）15.4Ah （販売：ブリヂストンサイクル株式会社）	X0U-30		1,872
合 計			305,660

2022年（令和4年）4月5日からリコール（回収・交換）を実施

回収率：61.2%（2023年8月31日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2016 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2023年度	1	火災	2019年度	0	—
2022年度	20	火災	2018年度	0	—
2021年度	14 1	火災 火災・軽傷	2017年度	0	—
2020年度	4	火災	2016年度	0	—

※当該事故（管理番号：A202300493）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

バッテリー本体に貼り付けられているラベルに記載の『バッテリー型番』及び『製造ロット』の両方が一致した場合は、無償交換の対象製品となります。
※対象製造ロットに記載のないバッテリーは、無償交換の対象外です。

<バッテリー型番と製造ロット記載位置>



<無償交換対象製品のバッテリー型番>

販売者	バッテリー型番
ヤマハ発動機販売株式会社	XOT-00、XOT-20 XOU-00、XOU-20
ブリヂストンサイクル株式会社	XOT-10、XOT-30 XOU-30
豊田TRIKE株式会社	XOU-20
株式会社 あさひ (LOUIS GARNEAUブランド)	XOT-10、XOT-30

<無償交換対象製品の製造ロット>

BUK1	UH24	UK02	UL16	VB02	VC01	VD05	VF05	VG12	VI04	VJ07	VK28	YVC1
BUK2	UH26	UK04	UL17	VB03	VC02	VD08	VF06	VG13	VI05	VJ09	VK29	YVC3
BUL2	UI05	UK06	UL19	VB04	VC03	VD10	VF07	VG14	VI07	VJ12	VK30	YVD0
BVA0	UI06	UK07	UL20	VB07	VC04	VD11	VF08	VG17	VI08	VJ13	VL01	YVD1
BVB1	UI14	UK08	UL21	VB08	VC08	VD17	VF09	VG18	VI09	VJ14	VL05	YVD2
BVB2	UI16	UK10	UL22	VB09	VC09	VD18	VF10	VG21	VI11	VJ16	VL06	YVE0
BVC0	UI17	UK11	UL24	VB10	VC10	VD21	VF13	VG22	VI12	VJ17	VL07	YVE1
BVC1	UI19	UK14	UL26	VB11	VC11	VD24	VF14	VG24	VI13	VJ18	VL15	YVE2
BVC2	UI23	UK18	UL27	VB12	VC12	VD28	VF15	VG25	VI15	VJ20	VL18	YVF0
BVC3	UI24	UK19	UL28	VB13	VC13	VE02	VF17	VG27	VI16	VJ23	VL19	YVF2
BVFO	UI27	UK21	UL29	VB14	VC14	VE03	VF19	VH01	VI18	VJ24	VL21	YVG1
BVI0	UI30	UK22	VA03	VB15	VC15	VE10	VF20	VH07	VI19	VJ25	VL22	YVH1
BVJ0	UJ06	UK23	VA04	VB16	VC16	VE13	VF21	VH08	VI20	VJ26	VL28	YVI1
BVJ1	UJ07	UK24	VA05	VB17	VC17	VE15	VF22	VH10	VI21	VJ30	WB23	YVI3
UH09	UJ11	UK28	VA09	VB18	VC18	VE19	VF24	VH11	VI22	VJ31	WC05	YVJ0
UH11	UJ13	UK30	VA11	VB19	VC20	VE20	VF26	VH12	VI23	VK06	WC06	YVJ1
UH12	UJ14	UL01	VA12	VB20	VC21	VE22	VF27	VH15	VI25	VK07	WD04	YVJ2
UH13	UJ17	UL02	VA14	VB21	VC23	VE23	VG03	VH16	VI26	VK14	WF01	YVL2
UH15	UJ18	UL03	VA16	VB22	VC24	VE25	VG04	VH18	VI27	VK17	WL29	
UH16	UJ25	UL05	VA18	VB23	VC25	VE26	VG06	VH19	VI28	VK20	YUI1	
UH17	UJ26	UL06	VA20	VB24	VC28	VE27	VG07	VH20	VI29	VK22	YVA0	
UH19	UJ28	UL07	VA21	VB25	VC29	VE31	VG08	VH24	VI30	VK23	YVB1	
UH22	UJ31	UL08	VA22	VB26	VC30	VF01	VG10	VH28	VJ02	VK24	YVB2	
UH23	UK01	UL14	VA24	VB27	VD01	VF03	VG11	VH30	VJ05	VK27	YVC0	

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方で、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

ヤマハ発動機株式会社及び豊田 TRIKE 株式会社のバッテリーをお持ちの方

ヤマハ発動機「PAS」バッテリー（X0T/X0U）無償交換 お客様コールセンター

電話番号：0120(772)780

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.yamaha-motor.co.jp/recall/pas/2022-04-05/>

ブリヂストンサイクル株式会社及び株式会社あさひのバッテリーをお持ちの方

「電動アシスト自転車用バッテリー（C301/C400）」無償交換 お客様コールセンター

電話番号：0120(220)566

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者指定休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.bscycle.co.jp/info/2022/10537>

(4) アンカー・ジャパン株式会社が輸入した電気掃除機（自走式）について
(管理番号：A202300502)

①事象について

火災警報器が鳴動したため確認すると、アンカー・ジャパン株式会社（法人番号：8010001151445）が輸入した電気掃除機（自走式）及び周辺を焼損する火災が発生していました。

当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、事故の再発防止を図るため、2023年（令和5年）8月22日にウェブサイトへの情報掲載を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

③対象製品：商品名、型番、販売期間、対象台数

商品名	型番	販売期間	対象台数
Eufy RoboVac 15C	T2120	2023年4月1日～ 2023年8月21日	9,588
Eufy RoboVac G30	T2250		
Eufy RoboVac G30 Hybrid	T2253		
Eufy Clean G40 Hybrid	T2256		
Eufy Clean G40+	T2272		
Eufy Clean G40 Hybrid+	T2273		
Eufy RoboVac X8 Hybrid	T2261		
Eufy Clean X9 Pro with Auto-Clean Station	T2320		
Eufy RoboVac 交換用バッテリー (X8 / X9 Pro 以外)	T2908		
Eufy Clean 交換用バッテリー (X9 Pro 用)	T2908		
Eufy RoboVac 交換用バッテリー (X8 シリーズ用)	T2937		

2023年（令和5年）8月22日からリコール（回収・交換）を実施

回収率：52.4%（2023年9月11日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による 2023 年度以降の事故（原因調査中を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況
2023年度	2	火災

※当該事故（管理番号：A202300502）は含まない。

<対象製品の外観及び確認方法>

2023 年 4 月 1 日から 2023 年 8 月 21 日の期間に購入されたロボット掃除機または交換用バッテリーのうち、対象のシリアルナンバーのもの

※対象のシリアルナンバーかどうかの確認は下記 URL のシリアルナンバー入力ボックスにて御確認ください。

<https://www.ankerjapan.com/pages/robovac-support>



Eufy RoboVac 15C
カラー：ホワイト、ブラック



Eufy Clean G40 Hybrid+
カラー：ブラック



Eufy RoboVac G30
カラー：ブラック
※ホワイトは対象外



Eufy RoboVac X8 Hybrid
カラー：ブラック、ホワイト



Eufy RoboVac G30 Hybrid
カラー：ブラック
※ホワイトは対象外



Eufy Clean X9 Pro with Auto-Clean Station
カラー：ブラック



Eufy Clean G40 Hybrid
カラー：ブラック



Eufy RoboVac 交換用バッテリー (X8 / X9 Pro以外)

Eufy Clean交換用バッテリー (X9 Pro用) ※2個入り



Eufy Clean G40+
カラー：ブラック

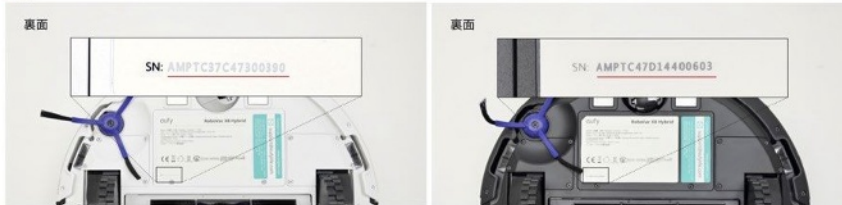


Eufy RoboVac 交換用バッテリー (X8 シリーズ用)

【シリアルナンバーの記載場所】

・ロボット掃除機

製品本体底面のシール左下記載の「SN:」の後、Aから始まる16桁のシリアルナンバーをご確認ください。



・交換用バッテリー

QRコードの下に記載されているAから始まる16桁のシリアルナンバーをご確認ください。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アンカー・ジャパン株式会社 特設窓口

電話番号：0120(253)004

受付時間：9時～17時（土・日・祝日・事業者休日を除く。）

ウェブサイト：<https://www.ankerjapan.com/blogs/news/429>

<https://www.ankerjapan.com/pages/robovac-support>

※WEB専用窓口からお申し込みいただけます。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：石田、首藤、庄田

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：宮本、佐々木

電話：03(3501)1511（内線）4311

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300491	令和5年8月29日	令和5年9月7日	リチウム電池内蔵充電器	CHE-112	ティ・アール・エイ株式会社 (輸入事業者)	火災	事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	東京都	令和5年6月15日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:1.8%
A202300493	令和5年8月26日	令和5年9月7日	電動アシスト自転車	PA20SU	ヤマハ発動機株式会社	火災	異音が生じたため確認すると、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生していた。事故の原因は、現在、調査中であるが、電池パックの不具合により、発火に至ったものと考えられる。	京都府	令和4年4月5日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:61.2%
A202300502	令和5年8月9日	令和5年9月8日	電気掃除機(自走式)	T2273	アンカー・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。現在、原因を調査中。	高知県	令和5年8月22日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:52.4%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300490	令和5年8月1日	令和5年9月7日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月31日
A202300492	令和5年8月25日	令和5年9月7日	照明器具	火災	当該製品を使用中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和5年9月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202300494	令和5年8月5日	令和5年9月7日	USBケーブル	火災	当該製品に他社製のACアダプターを接続、異臭が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和5年8月31日
A202300495	令和5年8月23日	令和5年9月7日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	青森県	令和5年8月31日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202300496	令和5年8月25日	令和5年9月7日	介護ベッド用手すり	死亡1名	使用者(90歳代)が当該製品の上部に身体がぶら下がっている状態で発見され、死亡が確認された。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	滋賀県	介護ベッド用手すりについての注意喚起を実施(特記事項を参照)
A202300497	令和5年8月25日	令和5年9月7日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災 軽傷2名	建物を全焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	ポータブル電源(リチウムイオン)に関する事故 (A202300498)、 (A202300499)と同一
A202300498	令和5年8月25日	令和5年9月7日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災 軽傷2名	建物を全焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	ポータブル電源(リチウムイオン)に関する事故 (A202300497)、 (A202300499)と同一
A202300499	令和5年8月25日	令和5年9月7日	ポータブル電源(リチウムイオン)	火災 軽傷2名	建物を全焼する火災が発生し、2名が軽傷を負った。現場に当該製品があった。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	神奈川県	ポータブル電源(リチウムイオン)に関する事故 (A202300497)、 (A202300498)と同一
A202300500	令和5年8月26日	令和5年9月7日	リチウム電池内蔵充電器	火災	車両内で当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202300501	令和5年8月27日	令和5年9月8日	ノートパソコン	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和5年9月7日に消費者安全法の重大事故等として公表済

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし

介護予防教室・介護者教室・介護者のつどいのご案内（2023年10月）

※諸事情のため、中止となる場合があります。お問い合わせの上ご参加ください。

＜長野市ホームページ20日掲載予定＞

月	日	曜日	時間帯	開始時間	終了時間	講座テーマ	主な内容	形態	実施会場の地区名	会場名	対象	参加費	定員	事前申し込み (要・不要)	申込開始日	担当	問合せ先 電話番号	備考
10	11	水	午前	10時	11時30分	介護者教室 腰痛についてと予防の運動	介護	講座	松代	松代公民館	市内在住 の介護をさ れている方	無料	30	要	適宜	地域包括支援センター 長野松代総合病院	278-2058	
10	21	土	午前	10時	11時30分	介護者教室 考えてみよう「人生の最期」 ～もしもの話をもっと身近に～ 人生会議について	生活	講座	篠ノ井	西寺尾公民館	市内在住 の介護をさ れている方	無料	20	要		地域包括支援センター やすらぎの園	214-6133	
10	28	土	午前	10時	11時30分	介護者教室 認知症疾患医療センターの役割～ もしかして認知症かも？と思ったら …～	医療	講座	更北	コスモスタセコホー ル		無料		要		地域包括支援センター コスモス	284-2166	市内在住の方対象

ひきこもり講演会

ひきこもりの本人と 家族への支援

逃げたいとつながりたいの葛藤をともに生きる

ひきこもりは、誰にでも起こりえること。でもひきこもると本人も家族も苦しく感じることも多くある。
ひきこもるころについて一緒に考えてみませんか。

令和5年

10月21日(土)

14:00~16:00

ホクト文化ホール小ホール

(長野市若里1-1-3)

入場
無料

定員150人

かとう たかひろ
講師：加藤 隆弘先生

九州大学大学院医学研究院精神病態医学 准教授

<プロフィール>

九州大学大学院医学研究院精神病態医学 准教授
精神科医・医学博士・精神分析家
九州大学病院「気分障害ひきこもり外来」主宰
2000年 九州大学医学部卒業 九州大学病院、牧病院、鯉島病院で精神科研修
2005年 九州大学大学院医学系学府病態医学専攻入学（2008年修了）
2008～2010年 日本学術振興会特別研究員
2011年～現在 九州大学精神科分子細胞研究室グループ長
2011年～2012年 米国ジョーンズホプキンス大学精神科「日米脳」研究員
2013年 九州大学レドックスナビ研究拠点特任准教授（脳研究ユニット長）
2017年 九州大学病院精神科・神経科講師を経て、2021年5月より現職



申込み

令和5年10月16日(月)までに「ながの電子サービス」にて申込み

左のQRコードへアクセスしてお申込みください。
アクセスすると、利用者ログイン画面が表示されますが、「利用登録せずに申込み方はこちら」から利用規約に同意いただくと、申込み画面に進みます。
※スマホ等からのお申込みができない方は、お電話でお申込みください。



お電話での申込み先 長野市保健所健康課 難病精神担当
電話 026-226-9965 (平日 8:30～17:15 まで)